

人間の尊厳概念への「消極的アプローチ」の 検討：尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使 用するために

AIHARA, Hiroshi / 相原, 博

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

72

(開始ページ / Start Page)

47

(終了ページ / End Page)

57

(発行年 / Year)

2016-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012758>

人間の尊厳概念への「消極的アプローチ」の検討

— 尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するために —

相 原 博

はじめに

人間の尊厳は、長い伝統をもつとともに、世界人権宣言（1948年）やドイツ基本法（1949年）に登場する概念である。周知のように、この概念は二つの世界大戦とナチズムの悲惨な体験を経て、俄かに注目されるようになった。さらにこの概念は、およそ半世紀前から生命倫理学の主要なテーマでもある。人間の尊厳は、ヒト胚研究や終末期医療、エンハンスメントなどにかんする議論のなかで論じられてきた。その際に問題となったのは、この尊厳概念が今日もなお必要であるかどうかであった。すなわちこの概念は、一方で不可欠の概念として擁護されるが、他方で空虚な概念として否定されてきたのである。ところで、こうした尊厳概念の必要性をめぐる議論は、もっぱら生命倫理学の領域に限定されている⁽¹⁾。だが私たちの生活世界では、拷問や虐待、差別や貧困、公害など、様々な問題場面でこの概念が使用されている。そのため、尊厳概念をめぐる現在の議論は、この概念の実際的使用を十分に考慮できていない。そこで本稿では、尊厳概念への「消極的アプローチ（negative approach）」を検討してみたい。人間の尊厳概念への「消極的アプローチ」とは、尊厳が侵害される事例の考察をとおしてこの概念を解明する方法である。またこの「アプローチ」は、ポツダム大学のR・シュテッカーによって近年提起された。本稿の目的は、この「アプローチ」の意義と妥当性の検討をとおして、尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するための展望を示すことにある。

さて本稿の論述は以下の順序で進めたい。第一に、生命倫理学では尊厳概念の何が問題となっているのかを論じる。第二に、シュテッカーの「消極的アプローチ」を提示する。第三に、この「アプローチ」に対する批判と照らし合わせて、シュテッカー説の妥当性を解明する。第四に、シュテッカー説に対する筆者の立場を提示する。こうして本稿は、人間の尊厳概念が生命倫理学の領域を超えて有効でありうる方途を示すであろう。

一 人間の尊厳概念をめぐる

人間の尊厳概念の歴史を振り返るならば、少なくとも三つの伝統の影響を指摘できる⁽²⁾。第一に、古代哲学では、この概念は社会的に高い立場にある人間の名声を特徴づけていた。すなわち、尊厳は優れ

た業績や仕事をなした人間の社会的な地位を意味した。この概念がストア派によって、すべて人間に帰属するものとされる。だがこの概念を真に普遍化したのは、第二のキリスト教の伝統であった。キリスト教の理解によれば、人間は「神の似像 (imago dei)」として創造された。そして尊厳は、人間が「神の似像」であることのうちに基礎づけられた。第三に、ルネサンスに始まる近代哲学とともに、尊厳概念はキリスト教の伝統を超えて、世俗化された理解を達成した。ピコは、人間の尊厳が自由に自己自身を実現する可能性に基づくと考えた。またカントは、道徳法則にしたがって行為できる人間の可能性に人間の尊厳を基礎づけたのである。

これらの伝統に由来する概念として、人間の尊厳は哲学的に根拠づけられてきた。もっとも、生命倫理学の文脈で論じられるとき、人間の尊厳の哲学的根拠はもはや自明の前提ではない。人間の尊厳をめぐる生命倫理学の議論について、少なくとも三つの論争点を指摘することができる⁽³⁾。それは第一に、尊厳という概念が適切な内容をもつかどうかであり、もし内容をもつならば、その要素は何であるかである。第二に、尊厳概念の意味はどこまで拡張されうるかである。すなわちこの概念は、ヒト胚や胎児、あるいは個人を超えた人類にまで適用される意味をもつかどうかである。第三に、誰がどのような尊厳の担い手になるのか、尊厳をもつ主体の問題である。だが第一の論点ともかわるが、これらの議論の前提として、そもそも尊厳概念が必要であるかどうかが激しく論争されている。そこで以下では、この論争の現状を示すものとして、R・マクリンとL・R・カスとの論戦を提示したい。

さてマクリンの主張は、尊厳が「無用の概念 (useless concept)」であるということに尽きる⁽⁴⁾。彼女によれば、医療倫理学の文脈では、しばしば人間の尊厳への訴えが見られる。しかしよく検討してみれば、この訴えは、「人格に対する尊敬 (respect for person)」や「自律に対する尊敬 (respect for autonomy)」など、他の概念の曖昧な言い換えにすぎない。あるいはそれは、論題の理解に何も寄与することのない、たんなる標語にすぎない。というのは、人間の尊厳に言及するキリスト教の伝統が、典拠として想定されているからである。したがって医療倫理学において、尊厳は「無用の概念」であり、この倫理学の内容を損なうことなく取り除くことができるのである⁽⁵⁾。

こうしたマクリンの主張は、当時のG・W・ブッシュ大統領が設置した大統領生命倫理評議会の議論を標的としている。そしてこの評議会の議長がカスである。ユダヤ・キリスト教の伝統に基づくカスは、未だ説明が十分でないことを認めつつも、人間の尊厳という概念の役割を弁護する⁽⁶⁾。カスによれば、臨床医学の領域で、この概念は患者の悪用に対する防壁として機能している。患者はたんなる物に還元されてはならず、たんなる肉体として扱われてもならない。また研究のための被験者をたんなる実験動物として扱うことも許されない。これらは、まさに人間の尊厳に訴えることで理解できる。さらにエンハンスメントのような、バイオテクノロジーの発展によって提起された道徳的難問に直面するとき、尊厳概念が必要とされる。言い換えれば、エンハンスメントは、それがどのようなものであれ、尊厳概念を欠くならばそもそも評価不可能である。ところで人間の尊厳は、人間が理性や自由、判断や道徳的関心という「神に似た諸能力 (the godlike powers)」をもち、道徳的自己意識とともに一生を過ごすことに由来する。そのため人間の尊厳は、たとえ説明困難であるとしても、ユダヤ・キリスト教に由来

するもっとも重要な概念なのである。

このように、一方は尊厳概念と不要とみなし、他方は必要かつ重要であるとする⁽⁷⁾。もっとも本稿の目的は、この論争を解決することではない。むしろ筆者が着目するのは、マクリンおよびカスが共有する議論の前提である。それは、尊厳概念がもっぱら生命倫理学の領域に帰属するという理解である。批判するにせよ弁護するにせよ、彼らはいずれも、尊厳が生命倫理学上の概念であることを暗黙のうちに想定している。しかしこの概念の歴史が示すように、人間の尊厳はもともと応用倫理学の一部門に収まる概念ではない。筆者から見れば、尊厳概念は倫理学のより広い文脈のなかで展開されるべきである。そして筆者と同じ考えから、この概念を応用倫理学の諸領域で使用することをめざすのがシュテッカーの見解である。

二 シュテッカーの「消極的アプローチ」

シュテッカーは、人間の尊厳概念を放棄する試みに反対し、三つの決定的な転回によってこの概念を弁護できると主張する⁽⁸⁾。これらの転回とは、尊厳の侵害とともに探求を開始する「消極的転回 (the negative turn)」であり、倫理学の諸領域でこの概念の適用範囲を考察する「帰納的転回 (the inductive turn)」であり、人間の尊厳と伝統的な尊厳概念との歴史的な結びつきを考慮する「歴史的転回 (the historical turn)」である。これらの転回による人間の尊厳概念の解明が、総称的に「消極的アプローチ」と呼ばれる。この「アプローチ」をもとにシュテッカーは、人間の尊厳を「普遍的な高貴さ (universal nobility)」として理解できると主張する。シュテッカーによれば、「消極的転回」、「帰納的転回」、「歴史的転回」はそれぞれ次のように説明される。

第一に、シュテッカーは、人間の尊厳を十分に説明することが重要であると主張する。というのは、尊厳の侵害として以外には道徳的に説明できない、非難されるべき振舞いの事例が数多く存在するからである。その事例としてシュテッカーは、痴呆症患者の顔を排泄物で汚れた布で拭う介護虐待をはじめとして、性的虐待やナチスによるユダヤ人虐待を指摘する。これらを嫌悪すべきものとするのは、まさにそれが人間に大きな屈辱を与えることであり、つまりはその人間の尊厳を損なっていることである⁽⁹⁾。そこでシュテッカーは「消極的転回」を提案する。すなわち、人間の尊厳の侵害として記述される状況から出発して、この尊厳概念の使用に訴えかけるものが何であるかを問うべきである、とするのである。

第二に、シュテッカーは、人間の尊厳をめぐる議論が視野狭窄に陥っていることを批判する。ドイツでは、およそ十年前から人間の尊厳が論争の主題となっている。この論争は、ヒト胚の身分にかんする生命倫理学の議論の一部であった。だがこの尊厳という概念は、哲学の諸領域ですでに存在していたのである。人間の尊厳について十分な説明は、この概念がどれほど広範囲に適用されるのかを考慮しなければならない。人間の尊厳の侵害として記述される行為は、恐怖政治や拷問から、殺害や強姦、奴隷や人種差別、性差別、飢餓および貧困、さらに差別による失業状態、政治的および宗教的抑圧、市民権の否定、国家の統制と自由の制限など、多岐にわたる。そのため人間の尊厳の解明は、この尊厳の侵害に

直面する多様な領域を考慮してなされるべきである。こうしてシュテッカーは、「消極的転回」に加えて、さらに「帰納的転回」が必要であると主張するのである。

第三に、もっともシュテッカーは、これら二つの「転回」だけでは人間の尊厳概念を十分に弁護できないと考える。というのは、尊厳が侵害されているという主張は、「議論を中断する役割」をするにすぎないという見解があるからである。そこで提起されるのが「歴史的転回」である。すなわち、人間の尊厳について、現在の概念と伝統的な概念との結びつきを考慮すべきである。第二次世界大戦後、人間の尊厳概念は顕著に使用されるようになった。その一つの理由が、これまで評価されていない尊厳概念の役割にある。この概念は過去二百年にわたり、社会的および政治的思考のうちで重要な役割を果たしてきた。シュテッカーの「示唆 (hints)」によれば、大戦以前に、尊厳は「普遍的な高貴さ」という理想を意味した⁽¹⁰⁾。人間として誰もが高貴であることが、人間関係においてもっとも重要であるとされた。そしてこの高貴さとしての尊厳概念が、世界人権宣言やドイツ基本法の作成にあたって重要な役割を果たしたのである⁽¹¹⁾。

さてシュテッカーの「消極的アプローチ」は、筆者の見解では次のように評価できる。すなわち、しばしば尊厳はその内容が曖昧であり、明確な定義が不可能であると批判される。これに対して、尊厳の侵害とともに探求を開始することは、概念解明のための有効な方法であると言うことができる⁽¹²⁾。また尊厳が侵害される多様な事例を検討することで、尊厳概念をめぐる議論も、生命倫理学の領域を超えた普遍性を獲得することができるはずである。すでに筆者も指摘したように、人間の尊厳はたんなる生命倫理学のための概念ではない。さらにこの「アプローチ」は、伝統的な概念との連続性を考慮することで、現在の尊厳概念に一定の内容を与えるはずである。これまで尊厳は空虚な概念であると批判されてきた。だが「消極的アプローチ」は、尊厳概念の伝統を遡ることで、この概念にふさわしい固有の内容を見出すであろう。このように「消極的アプローチ」は、実り多い方法であるように思われる。けれどもこの「アプローチ」には、厳しい批判がないわけではない。

三 「消極的アプローチ」の批判

ユトレヒト大学の M・デュヴェルは、人権の基礎として人間の尊厳概念を弁護しようとする。デュヴェルによれば、この尊厳概念は「肯定的な説明 (positive account)」によってのみ包括的に理解可能になる。この見解をもとに彼は、「消極的アプローチ」を厳しく批判する⁽¹³⁾。その批判によれば、尊厳が侵害される事例の分析は、尊厳概念を理解するための導入としては有益である。しかしこの事例の分析は、尊厳概念を発展させるための戦略としては無効である。こうしてデュヴェルは、「消極的アプローチ」が不十分であることの諸根拠を列挙する。それらの根拠は、実際には六点に及ぶが、筆者の立場から以下の三点に要約することができる⁽¹⁴⁾。

第一に、人間の尊厳を実際に理解する場合、様々な観点から異議を唱えられている多様な前提が存在する。例えば、人類のすべての成員が尊厳をそなえた存在者として扱われるべきかどうか、議論は続い

ている。しかし、尊厳の侵害について議論の余地のない事例から出発するかぎり、「消極的アプローチ」はこれらの前提をめぐる議論の解決に役立つことがない。また今日、人間の尊厳は世界人権宣言の文脈で言及される。それは、個人の道徳的保護を強調する「近代思想・社会 (modernity)」の発展と密接に関連している。だが「消極的アプローチ」は、この尊厳概念の歴史的次元を考慮することができない。

第二に、どの事例が人間の尊厳の侵害であるかを決定するには、尊厳について特殊な概念が前提されていなければならない⁽¹⁵⁾。すなわち、尊厳概念について予め理解しておくことで、私たちは侵害の適切な事例を不適切な事例から区別することができる。また「消極的アプローチ」は、明白な不正義の実例に注目する傾向がある。すなわち、政治的秩序に由来する構造的不正義より、個々の人間との対面関係にかかわる不正義がしばしば論じられる。さらに「消極的アプローチ」は、未来にかんする事例よりも現在の実例を優先する。このように「消極的アプローチ」には、特殊な種類の不正義に対する偏見が見られる。しかしこの偏見は正当化されないままである。

第三に、人間の尊厳はとりわけ基礎的な概念として、様々な法的小および倫理的伝統のうちで理解されている。それは、人間の法的小および道徳的身分を基礎づける概念であり、人権に根拠を与える概念でもある。しかし「消極的アプローチ」では、人間の尊厳がこれら法的小および倫理的伝統にとってきわめて重要な概念であることが理解できない。また人間の尊厳は正当化を必要としている。人間の尊厳は恣意的でない概念として展開できるのかどうか。あるいは、人間の尊厳を保護する道徳的、政治的、法的要求はどの程度に正当化されることができるのか。これらの問題をめぐり様々な議論がなされている。しかし「消極的アプローチ」は、これらの問題の解決に役立つことができない。

このように、デュヴェルは「消極的アプローチ」を批判する。ではこの批判はどこまで妥当であろうか。筆者の見解では、デュヴェルの批判は真理を含むと言わざるをえない。すなわち「消極的アプローチ」は、尊厳概念を理解するための導入として有益だが、この概念を展開するための方法としては無効であろう。それは次のように説明できる。第一の論点にかんして、「消極的アプローチ」は、尊厳の侵害にかんする異論の余地のない事例から出発する。それは、事例の分析から前提となる概念にさかのぼり、尊厳をめぐる議論の混乱に見通しを与えるためである。けれどもこの「アプローチ」は、例えば、誰が尊厳をもつ存在者であるのかという問題をたしかに直接解決するわけではない。そのため、「消極的アプローチ」が前提をめぐる議論の解決に役立たないという批判は避けられない。他方でこの「アプローチ」では、尊厳概念の歴史的次元が考慮されないわけではない。すでに論じたように、「歴史的転回」によって、伝統的な概念との結びつきを考察すべきことが要求されている。この点ではデュヴェルの批判は不適切である。

第二の論点について言えば、尊厳侵害の実例から出発するとき、たしかに「消極的アプローチ」は尊厳概念を前提している。そしてこの「アプローチ」が概念正当化の方法であるとすれば、シュテッカーは循環論証をおかすことになる。すなわち彼は、「消極的アプローチ」を採用することで、結論となるべき尊厳概念を議論の前提として想定していることになるだろう。そのため、特殊な尊厳概念が前提されているという批判はたしかに認めざるをえない。また明白な不正義の実例に注目する傾向があるとい

う批判も正しい。「消極的アプローチ」が「帰納的転回」を必要とするのは、尊厳の侵害に直面する多様な領域を考慮して、尊厳概念を解明するためであった。だが多様な領域を考慮するとき、シュテッカーはまさに理由の提示もないまま、介護虐待やユダヤ人虐待を明白な不正義の実例として取り上げている。

しかしながら、第三の論点については事情が異なる。「消極的アプローチ」は、法的・倫理的伝統に対する尊厳概念の歴史的重要性を理解しないわけではない。上述のように、「歴史的転回」は伝統の顧慮を必要とする。そのため、法的・倫理的伝統にとって尊厳が重要であることを理解できない、という批判は妥当ではない。また「消極的アプローチ」は、尊厳概念の正当化に寄与しないわけでもない。たしかにこの「アプローチ」では、より高次の原理から導出するという意味での正当化は不可能である。むしろここでの正当化とは、尊厳の侵害としか表現できない実例があり、この実例の分析をとおして概念を獲得することを意味する。ある種の実例が権利の侵害や自律の否定ではなく、まさに尊厳の侵害と言わざるをえないことが、この概念のいわゆる正当化であると思われる⁽¹⁶⁾。

以上の考察から、「消極的アプローチ」に問題があることは否定できない。そこで最後に、これまでの議論をもとに、「消極的アプローチ」に対する筆者の立場を示したい。

四 尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するために

すでに指摘したように、マクリンとカスとの論争は、もっぱら生命倫理学での尊厳概念の必要性をめぐるものであった。彼らはいずれも、この概念がもっぱら生命倫理学の領域に帰属することを想定していた。その状況を考慮すれば、「消極的アプローチ」は、尊厳概念を拡張的に使用するための有効な方法になりうると思われる。「消極的アプローチ」をとおして、尊厳概念はその多様な適用範囲を考慮しつつ解明される。このことは必然的に、生命倫理学の領域を超えて尊厳を論じることに至るからである。その意味で筆者は、「消極的アプローチ」の重要性をたしかに認める。しかし、「消極的アプローチ」だけで尊厳概念を解明できると考えるならば、それはやはり間違いであろう。デュヴェルが批判したように、この「アプローチ」を単独で用いることの不十分性には注意しなければならない。「消極的アプローチ」では、論者にとって都合のよい実例を優先させ、任意の前提から循環論証をおかす危険性が避けられない。またこの「アプローチ」は、多様な前提をめぐる議論の解決には役立たない。そのため、「消極的アプローチ」は必要ないと思われるかもしれない。けれども筆者は、この「アプローチ」を放棄すべきであるとは考えない。それは、「消極的アプローチ」が、尊厳概念の無用論に対する有効な反論となりうるからである。

マクリンは、尊厳が「無用の概念」に他ならないと主張していた。彼女によれば、尊厳への訴えは、人格に対する尊敬や自律に対する尊敬など、他の概念の曖昧な言い換えである。あるいはそれは、論題の理解に何も寄与することのない、たんなる標語にすぎない。そのため尊厳概念は、生命倫理学から取り去ることが可能である。こうした無用論に対して、「消極的アプローチ」は尊厳概念を擁護する有効な方法であると思われる⁽¹⁷⁾。道徳的に厳しく非難される行為に、介護虐待やユダヤ人虐待などがある。

これらの行為は、人格や自律の概念ではなく尊厳概念に訴えなければ、その非難すべき性質が説明できないかもしれない。つまりある種の行為は、まさしく尊厳の侵害と言わざるをえないかもしれない。こうして「消極的アプローチ」は、尊厳侵害の実例から出発することで、尊厳概念の必要性を主張することになる。これはまさにマクリン説への反論に他ならない。そこで筆者は、デュヴェルの批判に対して「消極的アプローチ」を次のように解釈する。すなわちこの「アプローチ」は、それだけで尊厳概念を解明するものではなく、尊厳にかんする包括的な理論形成のための一方法論である⁽¹⁸⁾。またこの「アプローチ」は、実例の検討から尊厳概念を帰納的に導くものではない。尊厳概念は、経験的に正当化することが不可能である。むしろ「消極的アプローチ」は、尊厳の侵害に直面する多様な領域を考慮して尊厳概念を解明する。だが多様な領域を考慮するのは、この「アプローチ」が尊厳概念を固定せず、実例の検討をとおしてこの概念を絶えず新たに形成するからに他ならない。この「アプローチ」にとって尊厳は、実例の検討と理論との循環のなかで獲得されるべき概念である⁽¹⁹⁾。このように「消極的アプローチ」を解釈することで、尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するための展望もまた開かれると思われる。

おわりに

こうして本稿は、「消極的アプローチ」の検討により、尊厳概念を様々な領域で使用するための方途を示した。筆者の狙いは、尊厳概念を生命倫理学の限定された議論のうちで論じるのではなく、この概念を応用倫理学の諸領域で使用するにある。だがこうした企ては、尊厳概念をめぐる議論に新たな不明瞭さをもたらすだけである、と評価されるかもしれない。また筆者の試みは、尊厳概念がもつ道徳的な重要性を失わせることになりかねない、と批判される可能性もある。しかし筆者は、尊厳概念の多様な使用が、必ずしもこの概念の重要性を弱めることになるわけではないと考えている。様々な領域で尊厳について語りうることは、この概念が多義的で不明瞭であることを含意するわけではない。むしろ、尊厳概念に異論の余地のない本質的意味があるとすれば、それは多様な領域でのたえざる討議によってのみ解明すべきことである。もちろん、本稿で検討されていない問題もたしかに存在する⁽²⁰⁾。だがさしあたり、「消極的アプローチ」の一定の有効性を示したところで、本稿を終えることにしたい。

*本稿は、2014年10月5日に日本倫理学会第65回大会（於 一橋大学国立キャンパス）において行った口頭発表の原稿に、若干の修正を加えたものである。

註

- (1) もちろん厳密に言えば、人間の尊厳は生命倫理学に固有の概念ではない。しかし筆者の見解では、人間の尊厳をめぐる近年の議論は、もっぱら生命倫理学ないし医療倫理学の文脈で行われており、この概念の実際上の使用を考慮できていない。その意味で本稿は、人間の尊厳をめぐる倫理学の議論と日常的な概念使用との溝を

埋める試みである。

- (2) 尊厳概念の歴史については以下の研究が有益である。P. Tiedemann, *Was ist Menschenwürde? Eine Einführung*, Darmstadt 2006, S. 51-67.
- (3) Vgl. D. Birnbacher, Ambiguities in the Concept of Menschenwürde, in: K. Bayertz (ed.), *Sanctity of Life and Human Dignity*, Dordrecht/Boston/London 1996, pp. 107-121.
- (4) Vgl. R. Macklin, Dignity is a Useless Concept. It means no more than respect for persons or their autonomy, in: *BMJ*, Vol. 327, 2003, pp. 1419-1420.
- (5) またピンカーもマクリンと同様の主張を展開している。ピンカーによれば、人間の尊厳への訴えは、普遍主義を装っているにせよ、実際には過激な政治的運動に由来する。すなわち、尊厳を擁護する人間は、批判的な吟味なしに基督教の主張を利用して、保守的な医療政策を推し進めているにすぎない。だがその結果、医療技術の進展によって救われたはずの人々が見捨てられ、必要もなく苦しみ命を失っているのである。さらに尊厳概念そのものが曖昧で多義的である。その理由は三点挙げられる。第一に、尊厳は相対的である。その内容は、時代と場所、視点とともに大きく変化し確定することができない。第二に、尊厳は他の善と代替可能(fungible)である。私たちは、生命や健康、安全のために、喜んで尊厳を放棄するのである。第三に、尊厳は有害でありうる。政治的および宗教的抑圧が、尊厳の擁護の名のもとに正当化されることもある。そのため、尊厳を否定し制限する方がよい場合もある。したがってピンカーもまた、尊厳が「無用の概念」であると主張するのである。Vgl. S. Pinker, The Stupidity of Dignity. Conservative bioethics' latest, most dangerous ploy, in: *The New Republic*, May 28, 2008, pp. 28-31. さらに生命倫理学における現在の保守主義については、以下の文献が有益である。R. Macklin, The New Conservatives in Bioethics: Who Are They and What Do They Seek?, in: *The Hastings Center Report*, Vol. 36, 2006, pp. 34-43.
- (6) Vgl. L. R. Kass, Defending Human Dignity, in: *Human Dignity and Bioethics. Essays Commissioned by the President's Council on Bioethics*, Washington, D.C. 2008, pp. 297-331. また以下の文献も参照されたい。L. R. Kass, *Life, Liberty and the Defense of Dignity: The Challenge for Bioethics*, San Francisco 2002, pp. 15-22. (『生命操作は人を幸せにするのか』堤理華訳, 日本教文社, 2005年, 21-30頁)
- (7) なお見方を変えれば、マクリンとカスの議論は、ユダヤ・基督教に基づく尊厳概念の擁護をめぐる論争であると言うこともできる。カスはユダヤ・基督教の伝統をいわば自明の前提とするが、マクリンはそこにある種の危険性や不十分性を見ている。
- (8) Vgl. R. Stoecker, Three Crucial Turns on the Road to an Adequate Understanding of Human Dignity, in: P. Kaufmann, H. Kuch, C. Neuhäuser, E. Webster (eds.), *Humiliation, Degradation, Dehumanization. Human Dignity Violated*, Dordrecht/Heidelberg/London/New York 2011, pp. 7-17. なおシュテッカーの尊厳論については、すでに有益な研究が存在する。品川哲彦「ふくらみのある尊厳概念のためのノート——Persönlichkeit 概念について」, 『生命倫理研究資料集IV 生命・環境倫理における「尊厳」・「価値」・「権利」に関する思想的・規範的研究』, 平成20-22年度基盤研究(B)(一般), 2010年, 1-12頁のうち、とくに9-12頁を参照されたい。
- (9) なおシュテッカー説は、「屈辱(humiliation)」から尊厳侵害を考える点で、A・マルガリートの研究から大きな影響を受けている。マルガリート自身は、その制度が人々に屈辱を与えることのない社会として、「品位ある社会(the decent society)」の諸要素を分析している。Vgl. A. Margalit, *The Decent Society*, Cambridge/London 1998.
- (10) シュテッカーは自説の典拠として、F・シラーの戯曲『ドン・カルロス』およびJ・ブルクハルトの著『イタリア・ルネサンスの文化』の一節を引用している。Vgl. Stoecker, *a. a. O.*, p. 13. なお引用箇所の内容は以下のとおりである。

「そのおことばを承わるにつけても、陛下が人間の価値(Menschenwürde)というものを、ひどく卑小にお考えになり、自由な人間のことにさえ、へつらい者の手管しかおみとめにならないということが窺われるのでございます。しかし、それも無理からぬことではございます。人間どもが、陛下をそのように仕込んだのでございます。かれらはすすんで自己の尊厳(Adels)を放棄し、すすんで低い段階に身をおとしました。」

F. Schiller, Don Karlos, in: G. Kluge (hrsg.), *Friedrich Schiller Werke und Briefe*, Bd. 3, Frankfurt a. M. 1989, S. 890. (『シラー』所収『ドン・カルロス』北通文訳, 筑摩書房, 1959年, 311頁)

「しかしこれとならんで、十五世紀末葉になると田園生活を真に風俗画風に描くあの手法が文学の中に入ってくる。これはイタリアにおいてのみ可能であった。それというのも、イタリアにおいてしか農民は(小作農民, 地主のいかに問わず)人としての尊厳(Menschenwürde)と個人的自由と任意移住権を持っていなかったからである、農民の運命は時として厳しいものがあつたとしても」。

J. Burckhardt, Die Kultur der Renaissance in Italien, in: H. Günther (hrsg.), *Jacob Burckhardt Die Kultur der Renaissance in Italien*, Frankfurt a. M. 1989, S. 348. (『イタリア・ルネサンスの文化』新井靖一訳, 筑摩書房, 2007年, 418頁)

また「普遍的な高貴さ」としての尊厳については以下の文献も参照されたい。C. Neuhäuser, R. Stoecker, Human Dignity as Universal Nobility, in: M. Düwell, J. Braarvig, R. Brownsword, D. Mieth (eds.), *The Cambridge Handbook of Human Dignity*, Cambridge 2014, pp. 298-309.

- (11) なおシュテッカーは、「高貴さ」としての人間の尊厳を十分な概念に仕上げるため、その中心的要素を素描している。シュテッカーによれば、それは「自尊の念 (self-respect)」および「品位あるアイデンティティを維持する能力 (ability to keep a decent identity)」である。Vgl. Stoecker, *a. a. O.*, pp. 14-16.
- (12) 例えば、ドイツ基本法の注解もまた、人間の尊厳がその侵害をもとに定義されることを指摘している。これは、「消極的アプローチ」の妥当性を認めることになるだろう。Vgl. T. Maunz, G. Dürig, P. Badura, U. Fabio, M. Herdegen, R. Herzog, H. H. Klein, S. Koriath, P. Lerche, H.-J. Papier, A. Randelzhofer, E. Schmidt-Assmann, R. Scholz, *Grundgesetz Kommentar*, Bd. 1, München 2003, Art. 1, Abs. 1, Rn. 33, Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (hrsg.), *Enquete-Kommission. Recht und Ethik der modernen Medizin. Schlussbericht*, Berlin 2002, S. 17f. (『ドイツ連邦議会審議会答申 人間の尊厳と遺伝子情報』松田純監訳, 中野真紀, 小椋宗一郎訳, 知泉書館, 2004年, 23頁以下) また以下も参照されたい。盛永審一郎「人間の尊厳」と「生命の尊厳」——「ドイツ胚保護法」をてがかりに——, 『理想』第668号, 理想社, 2002年, 87頁。
- (13) Vgl. M. Düwell, Human Dignity and Human Rights, in: P. Kaufmann, H. Kuch, C. Neuhäuser, E. Webster (eds.), *Humiliation, Degradation, Dehumanization. Human Dignity Violated*, Dordrecht/Heidelberg/London/New York 2011, pp. 215-230.
- (14) Vgl. Düwell, *a. a. O.*, pp. 216-218.
- (15) シュテッカー説を直接の標的とするものではないが、同様の批判は以下を参照されたい。Tiedemann, *a. a. O.*, S. 65.
- (16) シュテッカーは尊厳侵害の具体例を解明した論文のなかで、人間の尊厳に訴えなければ、ある種の行為の特殊な倫理的性質が正当に評価できないことを明らかにしている。Vgl. R. Stoecker, Menschenwürde und das Paradox der Entwürdigung, in: Ders. (hrsg.), *Menschenwürde. Annäherung an einen Begriff*, Vienna 2003, S. 133-151.
- (17) もちろん「消極的アプローチ」を用いなくとも、マクリン説に反論することは可能である。例えば、P・シャーパーはマクリン説に反対して、尊厳が自律の概念によって言い換えることができないことを論証している。Vgl. P. Schaber, Menschenwürde: ein für die Medizinethik irrelevanter Begriff?, in: *Ethik in der Medizin*, Bd. 24, 2012, S. 297-306.
- (18) なおP・カウフマンたちもまた、尊厳にかんする理論が「消極的アプローチ」による研究をとおして拡充されうることを指摘している。Vgl. P. Kaufmann, H. Kuch, C. Neuhäuser, E. Webster, Human Dignity Violated: A Negative Approach — Introduction, in: P. Kaufmann, H. Kuch, C. Neuhäuser, E. Webster (eds.), *Humiliation, Degradation, Dehumanization. Human Dignity Violated*, Dordrecht/Heidelberg/London/New York 2011, p. 2.
- (19) 人間の尊厳概念の妥当性にかんして、蔵田は超越論的遂行論的な戦略を提案している。その提案によれば、尊厳概念の妥当性は、ヒト胚の実験的利用等にかんする道徳的議論や、種々の倫理的問題にかんする議論のな

かでの概念を使用し続けることによってのみ、具体化していくことが可能である。蔵田説は、尊厳概念の実際の使用をとおして、この概念の外延を確定できるとする点で、本稿の結論と深く関係している。蔵田伸雄「人間の尊厳を守る責任——カントとヒト胚の議論——」、『日本カント研究5 カントと責任論』、理想社、2004年、13-14頁。またD・G・キルヒホフファーは解釈学的倫理学の立場から、人間存在の意味をめぐる倫理的反省の出発点として、人間の尊厳概念を理解する。この研究もまた参照されたい。D.G.Kirchhoffer, Bioethics and the Demise of the Concept of Human Dignity: Has Medicine Killed Ethics?, in: *Human Reproduction and Genetic Ethics*, Vol. 17, 2011, pp. 141-154.

- (20) 本稿では、ある重要な問題を検討できていない。それは第一に、尊厳概念のもつ超越的な価値の問題である。実例から出発して尊厳概念を説明するかぎり、「消極的アプローチ」はこの概念の超越的な価値を説明することができない。筆者の解釈では、尊厳は実例の検討と理論との循環のなかで獲得されるべき概念である。その意味で、尊厳はいわば「仮説」にすぎず、その超越性を説明できないままである。「消極的アプローチ」では、尊厳概念の超越性をどのように説明できるであろうか。この問題は今後の課題としたい。第二に、本稿では以下の問題も未検討のままである。それは、人間の尊厳概念と政治との関係である。マクリンや註(4)で紹介したピンカーは、尊厳概念が政治ないし宗教のために悪用される事態を批判していた。その批判によれば、尊厳概念は、保守的な医療政策のために利用されている。またこの概念は、政治的および宗教的抑圧のために利用される危険がある。だが筆者の見解では、「消極的アプローチ」は、尊厳概念の政治的利用という問題を説明できないであろう。任意の前提から特定の尊厳侵害の実例を優先させるかぎり、この「アプローチ」そのものが政治的に悪用される危険性を含んでいる。この問題を解決するには、例えば、フーコーの生政治論のような、「消極的アプローチ」とは別の考え方が必要であると思われる。なおこの問題の検討は別の機会に譲りたい。さしあたり以下の文献を参照されたい。J. P. Bishop, F. Jotterand, Bioethics as Biopolitics, in: *Journal of Medicine and Philosophy*, Vol. 31, 2006, pp. 205-212.

Examination of the Negative Approach to the Concept of Human Dignity:

For the Use of the Concept across the Fields of Applied Ethics

Hiroshi AIHARA

Abstract

In recent years, the Concept of human dignity is controversial. R. Macklin holds that the concept is useless, and L. R. Kass opposes Macklin's idea. Kass thinks that the concept is necessary and very important. They both assume that dignity is a concept on bioethics. However, human dignity is not a concept which belongs to one section of applied ethics. On the other hand, Ralf Stoecker advocates the negative approach in order to defend the concept of human dignity. This approach is a method of starting the investigation from considerations of violations of human dignity. It also considers the scope of this concept in many fields of applied ethics, and takes into consideration the historical connection with the tradition of the concept. This negative approach is good for extensive usages of the concept, but it is criticized by Marcus Düwell. Düwell criticized that this approach, though useful as introduction for understanding, is invalid qua a strategy to develop the concept of human dignity. To be sure, it cannot be denied that the negative approach has difficulties. However, in my view, this approach can become an effective method for using the concept of human dignity extensively. Moreover, it can be interpreted as one methodology for the comprehensive theory of the concept. It elaborates the concept newly and continuously by discussing examples of violations of human dignity. By interpreting in this way, the negative approach can respond to Düwell's criticism. And the perspective which uses the concept of human dignity across the fields of applied ethics is opened.